

名古屋市客引き行為等の禁止等に関する条例（概要）

目 的

○市民、事業者等が、市と協働して、安心して通行し、利用することができる快適な都市環境を形成するため、公共の場所における客引き行為等の禁止等に関し、必要な事項を定めることにより、魅力と活力のある安心・安全で快適なまちづくりに寄与することを目的としています。

定 義

客引き行為等

○公共の場所で行われる、次の4つの行為をいいます。

客引き行為	○通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、客となるように誘う行為（いわゆるキャッチ行為）
勧誘行為	○通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、役務に従事するよう勧誘する行為（いわゆるスカウト行為）
客待ち行為	○客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為
勧誘待ち行為	○勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為

市民

○市内に居住し、または滞在する者をいい、市内を通過する者を含みます。

事業者等

○事業（その準備行為を含む。）を行う者またはその従事者をいいます。

主な事例等

○客引き行為、勧誘行為とは、次の①～③のポイントを全て満たす行為です。

ポイント		主な事例
①	公共の場所で行われる行為	○道路、公園 など
②	相手方を特定して行われる行為	○通行人等の中から、特定の人に { ・ 近付いて行う ・ 寄り添いながら行う ・ 足を止めさせて行う など
③	客とするために誘う行為 （客引き行為）	○お客となるよう { ・ お店を探しているか尋ねる ・ 交渉を持ちかける ・ 店へ誘う など
	役務に従事する者となるように誘う行為 （勧誘行為）	○仕事に従事するよう { ・ 職を探しているか尋ねる ・ 交渉を持ちかける ・ 職場へ誘う など

- 下記事例は、あくまで一例であり、客引き行為等をすべて掲げたものではありません。
- 下記事例は、公共の場所（道路、公園等）での行為を前提としています。

客引き行為（事例）

- 通行人の中から歩いている男女2人に近付いた上で、タブレット端末（メニュー表等）を見せながら「居酒屋紹介しますよ。この中から選んでいただけます」と声をかけた。
- 自店を紹介するチラシ配りをしていたところ、数人の男女のグループが歩いてきたので近付いた上で、「新規オープンしました。割引きしますので、今からいかがですか」と声をかけた。
- 看板を持って不特定の方に自店舗のPRをしていたが、交差点で信号待ちしている男性グループがいたので近付いた上で、「2次会のお店お探しではないですか」と声をかけた。
- 通行人の中から歩いている女性に対して、アンケートを求めた後に営業をする目的で「アンケートに協力してください」と声をかけて近付き、アンケートの後に「この近くに店舗がありますので、是非今からお越しになりませんか。」と客となるように声をかけた。
- 通行人の中から歩いている男性に寄り添いながら、「観劇のチケットはいかがですか」と声をかけた。

勧誘行為（事例）

- 通行人の中から歩いている女性に近付いた上で、「すみません、お仕事の話ですけど聞いてください」等と声をかけた。
- 通行人の中から歩いている男性に近付き、足を止めさせた上で、「時給のいいアルバイトを紹介しますよ、話を聞いてください」と声をかけた。
- 通行人の中から歩いている女性に近付いた上で、「芸能界に興味ありませんか、ぜひ、うちの事務所で芸能活動しましょう」と声をかけた。
- 通行人の中から歩いている女性に対して寄り添いながら、「カットモデルになりませんか」と声をかけた。

※ 対価の有無に関わらず、「役務」に該当する場合は勧誘行為となります。
また、カット代として材料費 1,000 円分を支払った場合であってもお客として 1,000 円支払いカットしたものと同等であるため客引き行為に該当します。

「客引き行為等」に該当しない行為と事例

- 通行人等不特定の者に対して行う次の行為は、客引き行為等には該当しません。

- ・ ティッシュ、チラシ等を配布する行為
- ・ 看板を持って、宣伝する行為
- ・ 呼びかける行為

(例) 「ただいまタイムセールス中ですよ」

「いらっしゃい、いらっしゃい」 など



呼びかける行為（イメージ）

客引き行為等に該当しない行為（事例）

- 目前を通過する不特定の通行人に対し「どうぞ」と言って、広告入りのティッシュを配布した。
- 目前を通過する不特定の通行人に対し「オープンしました、お願いします」と言って、割引券付きのチラシを配布した。
- 自店舗前で、通行人に広く「いらっしゃい、いらっしゃい」と呼びかけた。
- 自店舗を宣伝する看板を持って交差点近くで通行人に対して広く「ただ今タイムセールス中です」と呼びかけた。

ただし、上記の行為でも、通行人に近付いて並んで歩くなど相手方を特定した上で、「居酒屋どうですか」等、客となるように誘った場合は、客引き行為に該当します。

現行法令※1により規制されていない客引き行為等

- 居酒屋、カラオケ店などが行う客引き行為等です。

ただし、居酒屋、カラオケ店などが行う客引き行為等でも、次の客引き行為等は禁止されています。

- ・ 営業者または従業員が行う午前0時から午前6時までの客引き行為（風営法）
ただし、カラオケ店などは主食を提供しない店を除きます。
- ・ 執ような方法による客引き行為等※2（迷惑行為防止条例）

※1 現行法令とは

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営法）」及び愛知県の「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（迷惑行為防止条例）」をいいます。

※2 執ような方法による客引き行為等とは

人の身体または衣服を捕らえたり、所持品を取り上げたり、立ちふさがったり、つきまとうなどの方法による客引き、勧誘行為をいいます。

市・市民・事業者等の責務

市の責務

- 客引き行為等の禁止等について意識の啓発に努めるものとします。
- 客引き行為等の禁止等に関する施策の実施にあたっては、関係機関および関係団体との連携を図り、必要な協力を求めるものとします。
- 客引き行為等に関して、市民および事業者等から苦情または意見があったときは、適切に処理するよう努めるものとします。

市民の責務

- 市が実施する客引き行為等の禁止等に関する施策に協力するよう努めるものとします。

事業者等の責務

- 公共の場所において、客引き行為等を行い、または行わせるにあたっては、安心、安全で快適な都市環境を阻害しないよう努めなければなりません。
- 市が実施する客引き行為等の禁止等に関する施策に協力するよう努めるものとします。

対象区域

- 市は、住民等からの要望書の提出、客引き行為等を行う者の人数および地域における自主的な取組みの状況を考慮し、学識経験者等の意見を聴いた上で、重点区域および禁止区域を指定することができます。

区 分	内 容
市内全域	○公共の場所において、客引き行為等を行い、または行わせるにあたっては、安心、安全で快適な都市環境を阻害しないよう努めなければなりません。（努力義務）
客引き行為等 対策重点区域	○市民および事業者等と協働して客引き行為等の対策に重点的に取り組む必要がある区域です。 ○公共の場所において、客引き行為等を行い、または行わせるにあたっては、安心、安全で快適な都市環境を阻害しないよう努めなければなりません。（努力義務）
客引き行為等 禁止区域	○安心して通行し、利用することができる快適な都市環境を形成するため、客引き行為等を禁止する必要がある区域です。 ○何人も客引き行為等を行い、または行わせてはなりません。（義務）

指導等の実施

○禁止区域内において、客引き行為等を行った者や客引き行為等を行わせた者に対して、次のように指導等を行います。

区分	内 容
指導	○客引き行為等を行い、または行わせた者に対して、その行為をしてはならない旨を指導することができます。
勧告	○指導を受けた者が、指導された行為をしたときは、その行為をしてはならない旨を勧告することができます。
命令	○勧告を受けた者が、勧告に従わないときは、その行為をしてはならない旨を命令することができます。
公表	○命令を受けた者が、命令に従わないときは、その旨を公表することができます。

立入調査等

○指導等を行う場合、必要があるときは、客引き行為等を行い、または行わせた者に対し、報告を求め、または事業者の事務所、店舗その他事業に関係のある場所に立ち入り、書類その他の物件を調査し、もしくは関係者に対する質問をすることができます。

○報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、立入調査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、もしくは質問に対して陳述をせず、もしくは虚偽の陳述をしたときは、その旨を公表することができます。

土地等の所有者等への通知

○公表をしたときは、公表をされた者の業務の用に供されている土地または建物を提供している当該土地または建物の所有者または管理者に対し、公表の内容を通知することができます。

関係機関への情報提供

○条例の目的を達成するため必要があるときは、市民及び事業者等から提供された情報を、関係機関に対し提供することができます。

罰則（過料）

○次の場合には、5万円以下の過料※を科すことがあります。

- ・客引き行為等を行った者や客引き行為等を行わせた者が、その行為をしてはならない旨を命令されたが、その命令に従わなかった場合
- ・立入調査等に関して、報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、立入調査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、もしくは質問に対して陳述をせず、もしくは虚偽の陳述をした者

○店舗や事業者等の従業員が過料を科された場合は、その店舗や事業者等に対しても過料を科すことがあります。

※ 過料とは

地方自治法第14条に定められている行政上の秩序罰として科することができる5万円以下の過料であり、刑罰ではありません。

この条例は、平成30年4月1日から施行します。ただし、次の事項は、同年10月1日から施行します。

（平成30年10月1日施行）

- ・禁止区域における客引き行為等の禁止
- ・指導等の実施
- ・立入調査等
- ・土地等の所有者等への通知
- ・罰則（過料）